

バイオマス産業都市構想取扱要領

バイオマス産業都市関係府省連絡会議

内閣府	参事官（総合戦略担当）
総務省	地域政策課長
文部科学省	環境エネルギー課長
農林水産省	環境バイオマス政策課長
経済産業省	新エネルギー課長
国土交通省	環境政策課長
環境省	地球温暖化対策課長

令和 7 年 2 月 7 日
関係府省申し合わせ

第 1 趣旨

バイオマス産業都市構想（以下「構想」という。）は、地域の実情を踏まえ、バイオマスの生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムの構築について策定されたものであるが、社会経済情勢の変化や事業化プロジェクトを進めていく過程での予期せぬ課題の発生等によっては、所期の目的を達成することが難しくなることも想定される。

このため、構想の進捗を確認するための進捗状況の報告の手續及びその報告の取扱い、構想に大幅な見直しが必要となった場合にバイオマス産業都市の趣旨に逸脱していないことを確認するための手續並びにバイオマス産業都市の選定を辞退する際の手續について、この要領に定めることとする。

第 2 バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告

- 1 バイオマス産業都市に選定された地域（以下「選定地域」という。）の代表者は、バイオマス産業都市として選定された日が属する年度の翌年度から 10 年間（以下「報告期間」という。）、毎年 5 月末までに、構想の取組状況や今後の予定、課題・懸案事項等について、別記様式第 1 号により、当該都道府県を所管する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局局長とし、以下「地方農政局長等」という。）に報告するものとする。
- 2 選定された日が属する年度の翌年度から原則 5 年目に中間評価、10 年目に期中評価を実施し、それぞれ次年度に報告書を提出するものとする。なお、構想内に中間評価及び期中評価の作成、提出時期について明記されている場合はこの限りではない。
- 3 1 の報告を受けた地方農政局長等は、別記様式第 2 号によりバイオマス産業都市関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）に報告するものとする。

- 4 第3の1の(4)に基づく構想の変更手続きを行っている場合、1の報告は当該期の初年度から5年目及び10年目の報告のみとする。なお、中間評価及び期中評価報告書の提出については1及び2の規定に準ずる。

第3 バイオマス産業都市構想の変更手続

- 1 構想に位置付けられた内容が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、選定地域の代表者は、別記様式第3号に構想の変更案及び関連する参考資料(以下「提出書類」という。)を添付して、地方農政局長等に提出しなければならない。なお、構想の変更に該当する目安は、別紙1に定めるとおりとする。
 - (1) 事業化プロジェクトの追加又は廃止を行う場合
 - (2) 構想で期待されている効果に大きな影響を与える変更がある場合
 - (3) 事業化プロジェクトの進捗が大幅に遅れている場合
 - (4) 現行の構想が満期を迎え、次期構想に移行する場合
- 2 1の提出を受けた地方農政局長等は、別記様式第4号により連絡会議に報告するものとする。
- 3 1の規定にかかわらず、連絡会議は、第2に定める報告を踏まえ、1の(1)～(3)に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、当該選定地域に構想の変更を検討するよう、指示することができる。
- 4 連絡会議は、構想の変更案について、選定委員会に諮る必要があるかどうか判断する。なお、変更手続に係る判断基準については、別紙2に定めるとおりとする。
- 5 前項において、構想の変更案を選定委員会に諮る必要があると判断された場合には、当該選定地域は、連絡会議の指示に従い、選定委員会による審査を受けなければならない。また、選定委員会に諮る必要がないと判断された場合、連絡会議は、当該選定地域にその旨を伝えるものとする。
- 6 選定委員会は、提出書類に基づき、構想の変更案の妥当性を審査するものとする。なお、選定委員会は、必要に応じて選定地域からの説明を求めることができる。
- 7 内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省(以下「関係府省」という。)は、選定委員会の審査結果をもとに、共同で構想の変更案に対する最終的な諾否を決定するものとする。
- 8 構想の変更案について関係府省の承諾が得られなかった選定地域は、再度構想の変更について検討するものとする。
- 9 1～8に掲げる変更手続を繰り返し行ったにもかかわらず、なお関係府省の承諾が得られない場合、関係府省は、バイオマス産業都市の選定を取り消すことができる。なお、選定地域自身の判断によって、バイオマス産業都市の選定を辞退するこ

とは妨げないものとする。

第4 バイオマス産業都市の選定辞退の手続

- 1 何らかの事情によりバイオマス産業都市としての取組を継続することが難しい状況が生じた場合、選定地域がバイオマス産業都市の選定を辞退する際には、選定地域の代表者は、別紙様式5号に選定辞退の理由及び関連資料を添付して、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 1の提出を受けた地方農政局長等は、別記様式第6号により連絡会議に報告するものとする。
- 3 連絡会議は、バイオマス産業都市の選定辞退の申請について、選定委員会に報告するものとする。

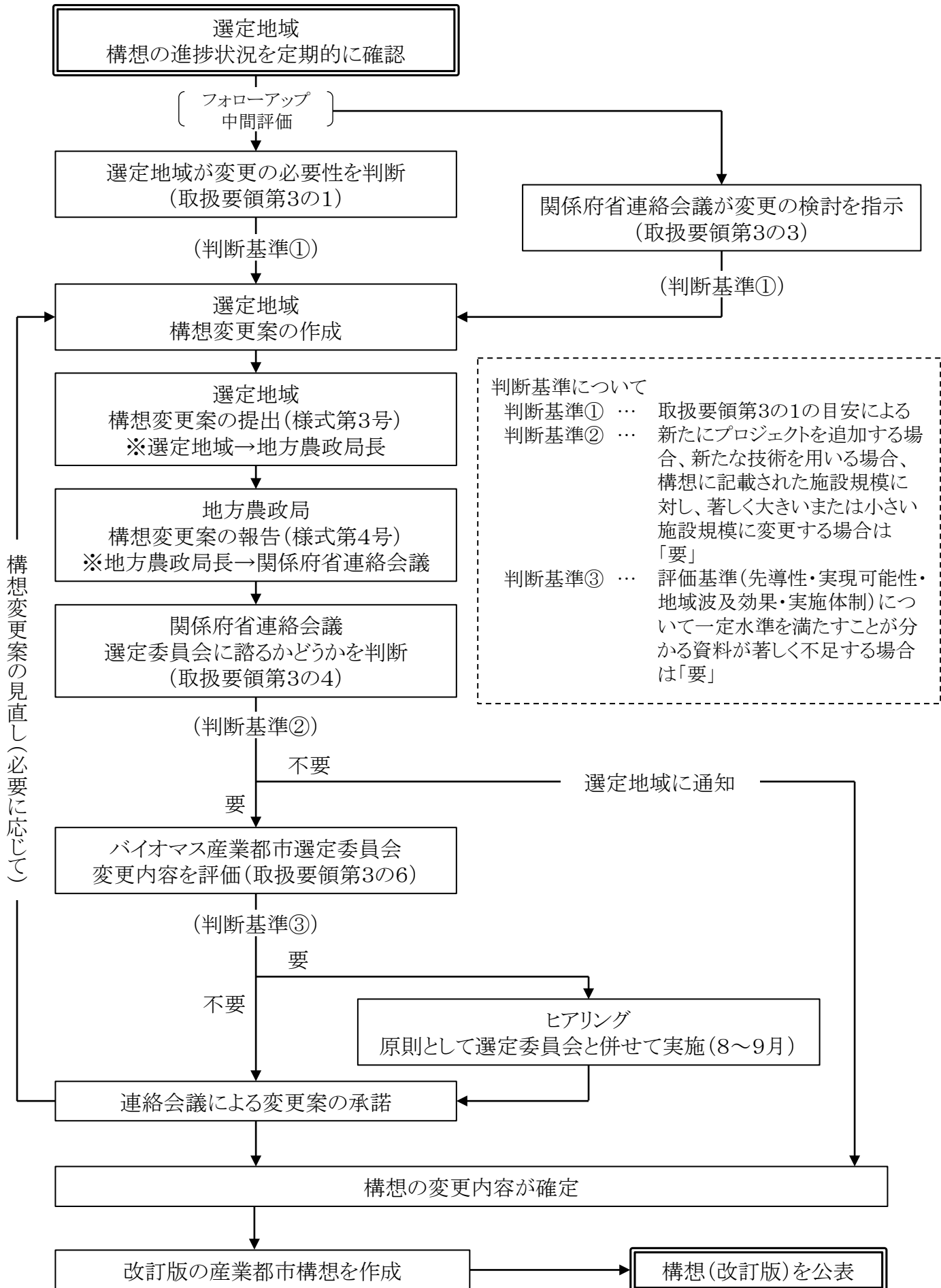
第5 その他

本要領に定めのない事項については、連絡会議と選定地域が協議を行い判断するものとする。

バイオマス産業都市構想の変更の目安

- 1 要領第3の1の(1)における事業化プロジェクトの追加又は廃止を行う場合については、事業化プロジェクトそのものの取扱いを変更する場合に適用することとする。
なお、事業化プロジェクトの内容(使用するバイオマスや技術、利活用方法等)の追加又は廃止を行う場合は要領第3の1の(2)によるものとする。
- 2 要領第3の1の(2)における構想で期待されている効果に大きな影響を与える場合については、構想において地域が目指す姿として掲げるバイオマス利用の目標値や地域波及効果等の数値が概ね30%を超えて減少する場合とする。
- 3 要領第3の1の(3)における事業化プロジェクトの進捗が大幅に遅れている場合については、事業化プロジェクトの着手予定年度においても、着手時期の目途が不透明となっている場合とする。
- 4 要領第3の1に該当しない構想の変更は、要領第2に定める進捗状況の報告において取り扱うものとする。

バイオマス産業都市構想の変更方法について



別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省 ○○地方農政局長^{※₁} 殿

○○県○○市長^{※₂}

バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告について

バイオマス産業都市構想取扱要領第 2 の 1 に基づき、バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告について、別添のとおり提出します。

※₁ 当該市町村が属する都道府県を管轄する地方農政局長宛とする。

ただし、北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長宛、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長宛とする。

※₂ 当該市町村の首長名とする。なお、複数の市町村からなる地域の場合は、代表となる市町村の首長名とする。

注₁) 別添の「バイオマス産業都市 進捗状況報告票」入力シート①及び②に必要事項を記載し添付。

注₂) 各地域において、前年度にフォローアップ（中間評価等）を行っている場合は、その内容（報告書等）も併せて添付。

バイオマス産業都市 進捗状況報告票(令和〇年度) (RO.〇～RO.〇実績)

【入力シート①】

[illegible]

バイオマス産業都市 進捗状況報告票(令和〇年度) (RO.〇～RO.〇実績)

【入力シート②】

地域	実施主体	使用する技術	事業実施状況				
			事業概要	実施体制		これまでの取組	今後の取組及び課題とその対応
				業種	企業の名称		
				代理店			
				メーカー			
				技術サポート			
				代理店			
				メーカー			
				技術サポート			
				代理店			
				メーカー			
				技術サポート			
				代理店			
				メーカー			
				技術サポート			
				代理店			
				メーカー			
				技術サポート			
				代理店			
				メーカー			
				技術サポート			

番 号
年 月 日

バイオマス産業都市関係府省連絡会議 宛

農林水産省 ○○地方農政局長※

バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告について

バイオマス産業都市の選定地域より、バイオマス産業都市構想の進捗状況の報告がありましたので、バイオマス産業都市構想取扱要領第 2 の 2 に基づき、別添のとおり報告します。

※ 北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長とする。

注) 要領 2 の 1 の報告と併せて、別添の「バイオマス産業都市 進捗状況報告票」入力シート③に必要事項を記載し添付。

バイオマス産業都市 進捗状況報告票(令和〇年度) (RO.〇～RO.〇実績)

【入カシート③】

[illegible]

番 号
年 月 日

農林水産省 〇〇地方農政局長^{※₁} 殿

〇〇県〇〇市長^{※₂}

バイオマス産業都市構想の変更について

バイオマス産業都市構想取扱要領第 3 の 1 に基づき、バイオマス産業都市構想の変更案及び関連する参考資料を別添のとおり提出します。

- ※₁ 当該市町村が属する都道府県を管轄する地方農政局長宛とする。
ただし、北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長宛、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長宛とする。
- ※₂ 当該市町村の首長名とする。なお、複数の市町村からなる地域の場合は、代表となる市町村の首長名とする。

(別添)

該当項目	(1) 事業化プロジェクトの追加又は廃止 (2) 構想で期待されている効果に大きな影響を与える変更 (3) 事業化プロジェクトの進捗の大幅な遅延 (4) 現行の構想が満期を迎え、次期構想に移行 ※ (1)～(4) のいずれかを記載。		
プロジェクト名			
変更内容	(変更内容を簡潔に記載)		
主な変更項目	変更前	変更後	
施設規模	〇〇kW	〇〇kW	
原料調達	林地残材〇〇t/日、PKS〇〇t/日	林地残材〇〇t/日、PKS〇〇t/日	
供給	売電(FIT)〇kWh	売電(FIT)〇kWh、自家利用〇kWh	
着手時期	平成〇年〇月	平成〇年〇月	

注₁) 変更する事業化プロジェクト毎に記載。
注₂) 必要に応じて、変更内容の詳細が分かる資料を添付。

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

バイオマス産業都市関係府省連絡会議 宛

農林水産省 ○○地方農政局長※

バイオマス産業都市構想の変更について

バイオマス産業都市の選定地域より、バイオマス産業都市構想の変更について報告がありましたので、バイオマス産業都市構想取扱要領第 3 の 2 に基づき、別添のとおり報告します。

※ 北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長とする。

番 号
年 月 日

農林水産省 〇〇地方農政局長^{※₁} 殿

〇〇県〇〇市長^{※₂}

バイオマス産業都市の選定辞退について

バイオマス産業都市構想取扱要領第 4 の 1 に基づき、〇〇市町村のバイオマス産業都市の選定を辞退します。

また、選定辞退の理由及び関連資料を別添のとおり提出します。

※₁ 当該市町村が属する都道府県を管轄する地方農政局長宛とする。

ただし、北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長宛、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長宛とする。

※₂ 当該市町村の首長名とする。なお、複数の市町村からなる地域の場合は、代表となる市町村の首長名とする。

(別添)

【選定辞退の理由】

※選定の辞退に至った明確な理由を経緯とともに記載。また、産業都市構想の変更ではなく、選定の辞退に至った理由についても明確に記載。

(記載例)

- ・〇〇プロジェクトについて、当初、原料として予定していた〇〇が、〇〇の理由により確保が困難になり、事業の実施が極めて困難な状況となった。また、・・・。
- ・これまで、〇〇プロジェクトについては、事業の継続に向けて・・・を行ってきたが、・・・。
- ・また、その他のプロジェクトについても、・・・。
- ・以上の理由から、〇〇市町村のバイオマス産業都市の選定を辞退します。

注) 必要に応じて、詳細が分かる資料を添付。

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

バイオマス産業都市関係府省連絡会議 宛

農林水産省 ○○地方農政局長※

バイオマス産業都市構想の選定辞退について

バイオマス産業都市の選定地域より、バイオマス産業都市の選定辞退について申し出がありましたので、バイオマス産業都市構想取扱要領第 4 の 2 に基づき、別添のとおり報告します。

※ 北海道の場合は農林水産省北海道農政事務所長、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長とする。